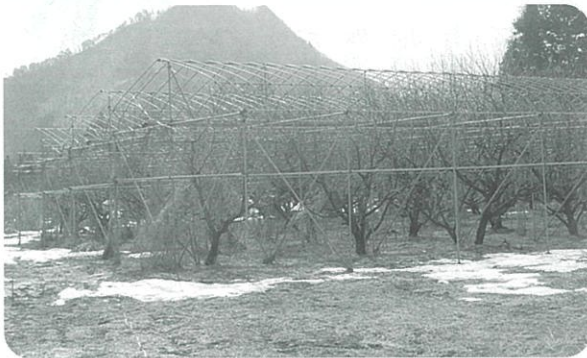


涌谷町

農業委員会だより

先進地視察研修



天童市遊休農地さくらんぼハウス（解消前）



（解消後）

当委員会では、7月3日に山形県天童市農業委員会を訪問し「遊休農地解消に向けた取り組みについて」をテーマに研修をしてまいりました。

天童市は山形県のほぼ中央に位置し、内陸性気候の特色を持ち、雪国と言われる山形県では積雪が最も少ない地域です。農業では果樹栽培が有名で、さくらんぼ、西洋なし、桃など栽培面積、収穫量とも果樹王国山形県の中で常に上位を占めています。

同市では、昭和55年農用地利用増進法が制定されたことをきっかけに、市内各所に遊休農地が見られたことからその実態把握と解消に乗り出しました。

この実態調査は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業団体関係者、地域の農業者で行っており、地域の農業者と

一体となり調査を行う事で、耕作放棄地が地域の問題であるとの認識が生まれ、耕作放棄地の発生予防と解消に繋がっています。

また、市の単独事業として遊休農地解消対策事業を予算化し、耕作放棄地の抜根、整地に対し、10a当たり10万円、障害物の撤去費に10a当たり5万円の補助金交付を行って行ってきた事を高く評価され、平成21年に第1回耕作放棄地発生防止解消活動表彰事業において農林水産大臣賞を受賞されています。

同市では、今後の課題として、農業者の高齢化、後継者不足等、地域農業をどのようにして守っていくかを上げていました。1時間半という短い時間での研修でしたが、大変実りの多い研修となりました。今回の研修を今後の私たちの活動に生かしていきたいと思えます。



遊休農地解消について意見交換

主な内容

- 先進地視察研修……………1
- 会長あいさつ / 登記のお知らせ……………2
- 農地パトロールを実施します……………3
- 農地利用最適化推進委員の活動……………4
- 活動報告レポート～農業者年金研修・低圧パイプライン灌漑視察 / 農業者年金のご案内……………5
- 女性農業委員から / 農地中間管理事業のご案内……………6
- 新規就農者ガンバってます！ / 全国農業新聞のご案内……………7
- 農業委員会からのお知らせ / 編集後記……………8

会長のあいさつ



約60年ぶりに改正された、「農業委員会等に関する法律の一部改正」に伴い、昨年7月、浦谷町農業委員会は大きく変わりました。新しく就任された「農地利用最適化推進委員」の活動は、今回の法改正の最も重要なものです。12名の推進委員は、各担当地区の現場で農地集積を主な目的としながら、耕作放棄地の解消や予防に向けて日々活動しております。就任から1年が経過しましたが、推進委員皆さんにとっても、地域の見慣れた風景がこれまでとは少し違って見えているのではないのでしょうか。町民、農家皆様には、12名の推進委員及び11名の農業委員も含めた農業委員会活動に、今後ともご協力

をお願いいたします。

さて、昨今、不動産の所有権者不明が社会問題となっております。農地も例外ではありません。農業委員会へも農地の所有権移転をしたいが、農地の所有権者が明確でないという相談が増えています。これは、過去に相続・贈与・売買等の所有権移転を法務局で登記していないことが起因となっております。これを改め、所有権や耕作権等、農地の権利を明確にすることが経営の基盤安定へと繋がります。

農地をはじめ、土地は個人の大切な資産ですが、町にとっても食糧生産・農業振興等あらゆる面で、大切な公の資産でもあります。耕作放棄地を無くす取り組みにもここに本義があります。相続・贈与・売買等、農地の所有権移転をした場合はしっかりと登記されることをお勧めいたします。詳しいことは農業委員会事務局へご相談ください。

登記のお知らせ

未相続のままの農地はありませんか

- 相続がお済みでない農地は
- ・ 売買・転用ができません
 - ・ 利用権設定が制限される場合があります
 - ・ 登記処理に膨大な時間と経費がかかることがあります

マイホーム建築のために、農業委員会
で農地転用の許可を受けられど、
土地の登記地目は宅地になるのかな…?

農地を相続したら、必ず相続登記を行いましょう。また、農地を相続したら農業委員会への届出が必要です。忘れずに届出を行いましょう。

農地転用後の地目変更登記はお済みですか

農地転用許可を得ただけでは、地目を変更したことはありません。

必ず、法務局で土地の地目変更登記申請を行いましょう。

※浦谷町内農地の管轄法務局は仙台法務局古川支局となります。

農地の登記名義人が故人のままになっているけれど、大丈夫かしら…?

農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農業委員会では、8月28日から9月25日までの期間に町内全域の農地について農地パトロール(利用状況調査)を実施します。

農地パトロールは、①地域の農地利用の確認 ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消 ③違反転用の発生防止・



農地パトロールの様子



農業委員・農地利用最適化推進委員合同で調査を行います

農地の転用は許可制です

食糧供給の基盤である優良農地の確保のため、農地の転用(宅地や太陽光発電施設用地など耕作以外の目的で利用すること)は許可制となっています。

許可なく転用した場合や、事業計画どおりに転用していない場合

は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

罰則…3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金

遊休農地は放っておくと法的措置がとられます(農地法第32条、44条)

法的措置の主な流れ

①農地パトロールで遊休農地等と判断された農地の耕作者に対して、今後の意向を調査いたします。

・農地中間管理機構に貸し付ける
・農地利用集積円滑化事業により受け手を探してもらう など

②6ヶ月が経っても本人が①の意向通りに対応していない場合や①の調査に回答しない場合、農業振興地域内にある遊休農地については農地中間管理機構と協議するよう勧告いたします。(勧告が行われる

と固定資産税の課税が強化される場合があります)

③勧告後、2ヶ月が経っても協議が整わない場合、県知事の裁定・公告により、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することがあります。

農地の利用についてお困りのことや、分からないことがありましたら、お早めに地域の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。

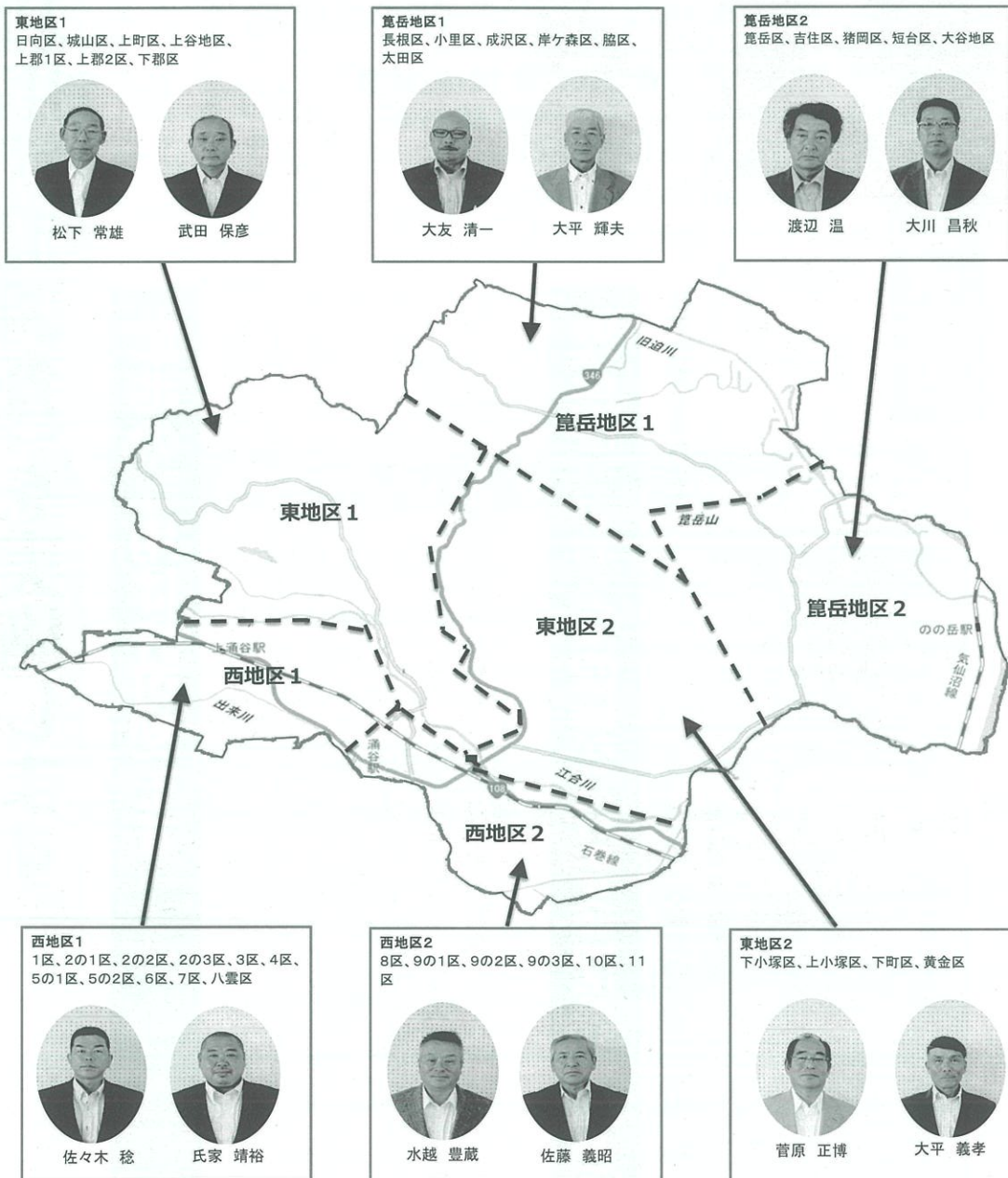
農地利用最適化推進委員の活動について

昨年7月に就任された農地利用最適化推進委員が農業委員と大きく違う点は、それぞれの担当地区を持っていることです。担当地区の農地に精通した12名の委員が農地利用の最適化を推進しています。

・主な活動について

- ① 毎月の総会に提出される議案について、担当地区の委員が対象となる農地へ赴き、該当農地の状況や周辺農地等への影響を調査確認しています。
- ② 担い手への農地の集積・集約化を行い、農地中間管理機構を活用した農地の出し手と受け手のマッチングを行います。
- ③ 荒廃農地や耕作放棄地がある場合、農地の所有者へ聞き取りを行い、適切な管理の指導や貸し出しを進める等、農地を有効に活用できるよう働きかけます。

涌谷町農地利用最適化推進委員担当地区マップ



活動
レポート

農業者年金研修会

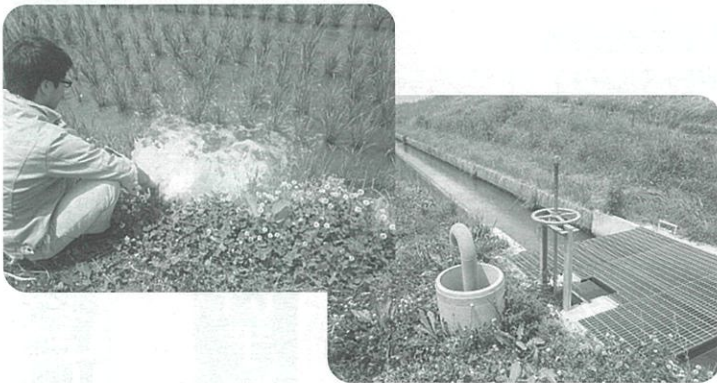


7月24日役場大会議室において、一般社団法人宮城県農業会議 高谷忍考査役を講師に迎え農業者年金研修会を開催しました。

今回の研修では、農業者年金の仕組みとメリット等を説明頂きました。農業者年金は、農業経営の状況や生活設計にあわせ保険料が増減できると、若年層への手厚い政策支援（保険料補助）があること、税制面で大きな優遇があること等、メリットが多くあります。豊かな老後生活のために農業者年金に加入しましょう。

活動
レポート

かんがい 低圧パイプライン灌漑(鹿飼沼地区)視察



6月21日、7月20日、農業委員会各担任班で農地整備事業（鹿飼沼地区）により導入された低圧パイプライン灌漑の視察を行いました。

当日は旧迫川右岸土地改良区職員より、低圧パイプライン導入までの経緯等の説明を頂き、圃場を視察しました。低圧パイプラインは高低差を利用して水を流す仕組みのため、加圧式に比べ維持管理・水管理の労力が軽減される等メリットがあるそうです。

農業者年金

～農家の方にたくさんの
メリットがあります～

国民年金
第1号被保険者
国民年金保険料
納付免除者を除く

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

の方なら誰でも加入できます！

特徴1 保険料は月額2万円～6万7千円の間（千円単位）でいつでも変更できます。

特徴2 終身年金であり、80歳前に亡くなられた場合は80歳までに受け取るはずであった年金の額が死亡一時金として支給されます。

特徴3 確定拠出型年金（積み立てた保険料と運用益で年金額が決まる）であり、少子高齢化が進んでも安定性は損なわれません。

特徴4 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象です。

保険料控除分の節税額（所得税・住民税）

課税対象所得	税率	保険料月額 2万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
195万円以下	15%	3万6千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	4万8千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	7万2千円	24万1千2百円

年金額の試算などお気軽に農業委員会へお問い合わせください！

女性農業委員から



女性農業委員としての活動を通じて

農業委員 及川 ふじ子

女性農業委員より、活動を通じて感じたことや伝えたいなどを紹介します。

・女性農業委員として感じることを伝えたいこと

女性の力は、人と人との繋がりを大切にする
ことが出来、人間関係を築き上げることが出来る
ので、家庭の活性化、地域の活性化は女性の
役割と考えています。女性ならではの気遣いや、
意欲向上の面からも、現在あらゆる分野で女性
登用が必要とされています。

女性農業者の皆さん、これから農業に関する
講演があると聞いた時には、ぜひ足を運んでみ
てください。見えないことが見えることもあり
ます。

・農業の楽しさ、やりがいについて

植物は愛情で育ち、努力に応じてくれます。
収穫した野菜を自分で販売したり、加工品とし
て販売することもできます。

また畜産についても愛情を持って育てること
に応じてくれます。収入は自分の経営スタイル
次第で決めることが出来ますし、農業収入の選
び方は無限です。

・女性農業者の活躍について

女性で農業をされている方は1人1人意見を
持ち活気があります。地域の役割を持ち努力さ
れている方も多くいます。地域活性化による女
性の役割として、農協、土地改良区、農業委員、
農地利用最適化推進委員として活躍してほしい
と思います。

農地中間管理事業の仕組み



出し手

市町村・農業委員
会・JA等へ相談

機構へ
貸付け

注)農用地として利用が困難な場合や、該当区域の受け手リストに候補者がいない場合などは、すぐには借り受けせず、貸付希望者リスト(出し手リスト)に掲載してマッチング活動を継続します。

農地中間管理機構 (農地集積バンク)

- ①出し手から農地を借受け
- ②必要な場合は簡易な条件整備等を実施
(出し手・受け手の負担が伴います。)
- ③受け手(認定農業者等)への農地集積に配慮し貸付



機構から
借受け

農用地利用配分
計画案(市町村
作成)

農用地利用配分
計画の公告(県)

受け手(担い手)

農地中間管理機構を活用しましょう



農地を貸したい人(出し手)の場合 どうする?

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 「農地を貸したい」旨の申出 | ステップ①
機構又は市町村・JA等の相談窓口へ連絡します。 |
| 機構による貸付希望者(出し手)リストの作成 | |
| 機構(市町村・JA等の委託先含む)と貸付希望者の交渉(期間、賃借料など) | ステップ②
貸付期間、賃借料等の諸条件を相談し契約します。
(機構に賃借に係る権利が移動します。) |
| 機構と貸付希望者の契約締結 | |

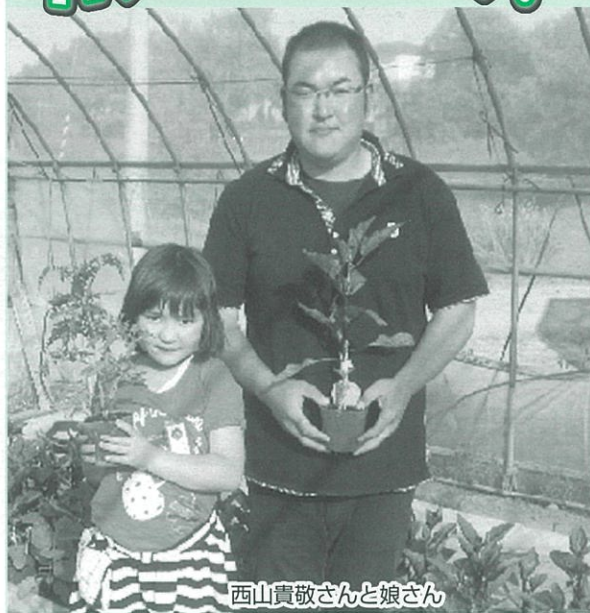


農地を借りたい人(受け手)の場合 どうする?

- | | |
|---|---|
| 機構による借受希望者(受け手)募集への応募 | ステップ①
(市町村、JA等の相談窓口へ相談) 機構による借受希望者の募集に応募します。 |
| 機構による借受希望者リストの公表 | |
| 機構(市町村・JA等の委託先含む)が事業規程(貸付先決定ルール)に基づき、受け手を選定 | ステップ②
機構と期間、賃借料等の諸条件を相談します。 |
| 機構(市町村・JA等の委託先含む)と借受希望者との交渉 | |
| 市町村が農用地利用配分計画(案)を作成 | ステップ③
農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公表されると、仮受希望者に農地貸借に係る権利が移動します。 |
| 機構が農用地利用配分計画を決定後、県が公告(農地の権利移動) | |

認定農業者・新規就農者

ガンバってます!



西山貴敬さんと娘さん

短台区

たかゆき

西山貴敬さん

Q 農業を始められたきっかけを教えてください。

A 農業を始める前は、車の整備と営業の仕事をしていました。

仕事で一人前と言われるようになってきた時、自分で作った物を、自ら営業し販売してみたのと考えるようになりました。

そんな時、野菜苗の生産販売をしている妻の実家から「規模を縮小したいが、取引先から苗栽培をしている農家が少ないので、辞めないでほしいと言われる」との相談を受け後継者

となることを決意。とはいえ、全く苗栽培の経験が無いため、

1年間は休日に栽培について学び、その後、離職して(株)渡辺採種場で2年間の研修を受けました。そして、今年度から新規就農者としてハウス13棟で、ナス苗やトマト苗など約12万鉢の苗を栽培しています。

Q 農業でやりがいを感じるのとはどんな時ですか。

A お客様に「いい苗ですね」と言っていただけの時ですね。

Q 大変だなと感じるのはどんな時ですか。

A 天候に左右されることです。寒暖の差が大きく苗の生育状況を一定に揃える事に苦労しました。

Q 今後の目標を教えてください。

A 作付本数を100万鉢に増やすことが目標です。

東北地方全域で自分の栽培した苗が流通し、野菜苗と言えば「宮城県涌谷の西山」と認めてもらえるようになることを目指しています。

また、苗を売るだけでなく、その後の生育状況についてもアフターフォローができればと考えています。皆さん気軽に買ってきてください。



全国農業新聞

～農政の動きを週刊でお届けします!～

農業者の立場に立って編集・発行している“農家のための情報紙”です!

農業・農政が大きな変革の局面を迎えているなかで、農業政策やさまざまな仕組みについてわかりやすく解説しています。また、東北版・みやぎ版では地域の担い手や独自の取り組みなどを紹介しています。

●毎週金曜日発行 ●購読料：月額700円(税込み)

購読をご希望の方、見本紙をご希望の方は涌谷町農業委員会事務局へお申込ください。

農業委員会だより 編集後記

西日本豪雨で被害に遭われました皆様に農業委員会一同、心よりお見舞申しあげます。

今、世界各国に於いても自然災害の発生が多発しているとのニュースがテレビ等で報道されております。地球規模での環境の変化が気候を少しずつ変えているのでしょうか。

真剣に考える時期に来ていると感じます。

(広報部会長 高橋 均)

涌谷町農業委員会だより 第 15 号

平成30年8月15日

編集：涌谷町農業委員会

〒987-0192

涌谷町涌谷字新町裏153番地2

TEL：0229-43-2120

FAX：0229-42-3313

農業委員会からのお知らせ

こんなときは農業委員会へ！

- ・農地を売りたい、貸したい。 ・農地に建物を建てたい。
- ・就農したい。 ・認定農業者になりたい。
- ・耕作のため盛土、切土したい。
- ・農地を山林等に地目変更したい。 など

農 家 相 談

(委員敬称略)

毎月5日頃に農家相談を開催しております。

場所：涌谷町役場 本庁舎 1階 まちづくり会議室

時間：9時00分～10時30分

平成30年9月5日(水)

担当：渋谷 ミホ、高橋 均、白幡 利政

平成30年10月5日(金)

担当：大友 利明、日野 善勝、佐々木 幹夫

平成30年11月5日(月)

担当：及川 ふじ子、黒澤 長一、手嶋 一郎

平成30年12月5日(月)

担当：高成 貫治、渋谷 ミホ、高橋 均

平成31年1月7日(月)

担当：白幡 利政、大友 利明、日野 善勝

平成31年2月5日(火)

担当：佐々木 幹夫、及川 ふじ子、黒澤 長一

平成31年3月5日(火)

担当：手嶋 一郎、高成 貫治、渋谷 ミホ

農地転用を検討されている方へ

- ◇立地条件により、農地転用をすることができない場合がございます。申請前に農業委員会へ確認いただきますようお願いいたします。
- ◇許可前の事前着工は罰則がございます。絶対に行わないようお願いいたします。
- ◇農地転用後、固定資産税は転用後の地目で課税されます。

涌谷町貸借料情報

平成29年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における貸借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

平成30年8月15日 涌谷町農業委員会

田(水稲の部)	締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
	西地区	11,500円	18,000円	5,000円	616筆
東地区	10,600円	17,000円	5,000円	117筆	
麓岳地区	14,300円	24,000円	5,000円	850筆	
(参考)涌谷町平均	12,900円			1,583筆	
畑	締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
	涌谷町平均	10,100円	14,800円	5,000円	19筆

*データ数は集計に用いた筆数です。

*金額は筆出結果を四捨五入し100円単位としています。